自己点検・評価項目

令和4年度
大和まほろば日本語学校

日本語教育機関のための自己点検・評価項目について

この点検・評価項目は、日本語教育機関が自己点検・評価を行うに際し設定する項目の参考となるように作成したものである。これらは「基準」対象外のコースについても適用することができる。

項目は、教育活動を支える設置者及びそのマネージメントに関する部分と、運営に関する部分から成っている。前者には大項目として理念・教育目標、組織、財務、教育環境、安全・危機管理、法令の遵守等を設け、後者には運営全般、学生募集、教育活動、学生支援、教育成果を設けている。大項目の下には、それぞれ中項目、及び小項目を設定している。

点検に際しては、まず小項目を点検・評価し、それを中項目ごとにまとめる。そして大項目で達成状況、課題、改善計画等を記述する。

点検・評価に当たっては、教務及び事務の責任者と校務の統括責任者による態勢を組んで行うことが望ましい。

小項目の評価は、以下の分類とし、[　]に記号を記入する。

A　:　達成されている。
B　:　ほぼ達成されているが、不十分なところがあり改善に取り組んでいる。
C　:　達成に向けて努力している。
D　:　達成されていない／必要性に気づいていなかった。
X　:　該当しない。

なお、世界的な潮流として教育機関にも正確な情報提供が求められていることから、情報公開に関するチェックリストを参考として付した。

自己点検・評価項目

第1　設置者及びマネージメント

1　理念・教育目標

1-1　理念と教育目標

1-1-1　＜理念＞

アジア諸国の言語・文化・習慣を理解し、受け入れ、調和していける人材がこれからの時代の真の国際人であり、日本語教育を通して、調和の精神を持った真の国際人を育成すると同時に、当校に関わる全ての人々と事業体の幸せと発展のために活動する。

1-1-2　＜教育目標＞

①国籍を問わず生活レベルから大学進学レベルまでの学習者の目的、目標に合わせた読む、書く、話す、聞くの4技能の習得。②安心して日本生活を行うために必要な日本文化、習慣の習得。多国籍の学習者との共同生活、③共同学習を通して文化の多様性を身につけさせ、真の国際人を育成する。

[A]　1-1-3　理念と教育目標が教職員、学生に周知されている。

1.　理念・教育目標について
定期的な研修など通し、理念、教育目標については確認している。今後は、日本語教育機関の認定に関する法律が施行されるにあたり、改めて理念や教育目標を見つめ直し、教職員には理解を深めてもらい、それがカリキュラムや教室活動につながるようにしていきたい。学生への周知は、引き続き入学式、始業式などを通して、定期的に行っていきたい。

2　組織

2-1　組織態勢

[A]　2-1-1　設置者、設置代表者及び経営担当役員は、「日本語教育機関の運営に関する基準」で定められた要件に適合している。

[A]　2-1-2　事業規模に応じた組織態勢になっている。

[B]　2-1-3　受け入れようとする学生の言語に対応できる組織となっている。

まとめ　概ね達成できている。

2-2　教員組織

[A]　2-2-1　校長、主任教員及び教員は、「日本語教育機関の運営に関する基準」で定める要件を備えている。

[B]　2-2-2　校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権限が明確に定められている。

[A]　2-2-3　教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質が明示されている。

まとめ　個々の教師の自己チェック表の評価項目を通し、学校として求めている資質や能力について定期的に確認を行っている。内容に関しては、文化庁の報告等を参考に留学生向けの日本語教育機関にふさわしい知識、能力、資質を確認できるような評価項目に改善していきたい。

2-3　事務組織

[A]　2-3-1　生活指導責任者及び入管事務担当者が特定され、その職務内容及び責任と権限が明確に定められている。担当者が複数名の場合は、責任者が特定され、それぞれの責任と権限が明確化されている。

[A]　2-3-2　生活指導責任者及び入管事務担当者が学生及び教職員に周知されている。

[A]　2-3-3　入国管理局により認められた申請等取次者を配置している。

まとめ　達成されている。

2-4　採用と育成

[A]　2-4-1　教員及び職員の採用方法及び雇用条件が明文化されている。

[A]　2-4-2　教員及び職員の研修等により教育の質及び支援力強化のための取組をしている。

[x] 2-4-3　教育機関としての信頼を高めるため、倫理観、振る舞い、ハラスメント防止等に関する研修を行っている。

[B] 2-4-4　教員及び職員の評価を適切に行っている。

まとめ
定期研修、法人本部による人事考課、教員の自己・他己評価を行っている。
学生評価については、令和4年度は実施できなかった。令和5年度は実施をする予定である。

2.　組織について
小規模ではあるが、それぞれの教職員が自分の役割を踏まえ、業務を遂行しており、学校全体として学生をサポートできる体制が出来上がりつつある。倫理観等については具体的に研修をしてはいないが、日常的な朝礼、授業の引継ぎの時などを通して、学生に対し常に真摯な態度で接する意識を持ってもらうようにしている。

3　財務

3-1　財務状況

[B] 3-1-1　財務状況は、中長期的に安定している。

[A] 3-1-2　予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれている。

[A] 3-1-3　適正な会計監査が実施されている。

3.　財務について
運営に大きな支障をきたしている問題はない。

4　教育環境

4-1　校地、校舎

[A] 4-1-1　教育機関として適切な位置環境にある。

[A] 4-1-2　安定的に教育活動を継続するための校地及び校舎が整備されている。

[A] 4-1-3　校舎面積は、「日本語教育機関の運営に関する基準」に適合している。

まとめ
達成されている。

4-2　施設、設備

[A] 4-2-1　教室、その他の施設は、「日本語教育機関の運営に関する基準」に適合している。

[A] 4-2-2　教室内は、十分な照度があり、換気がなされている。

[A] 4-2-3　すべての教室は、語学教育を行うのに必要な遮音性が確保されている。

[A] 4-2-4　授業時間外に自習できる部屋が確保されている。

[C] 4-2-5　教育内容及び学生数に応じた図書やメディアが整備され、常時利用可能である。

[A] 4-2-6　視聴覚教材やITを利用した授業が可能な設備や教育用機器が整備されている。

[A] 4-2-7　教員及び職員の執務に必要なスペースが確保されている。

[A] 4-2-8　同時に授業を受ける学生数に応じたトイレが設置されている。

[A] 4-2-9　法令上必要な設備等が備えられている。

[A] 4-2-10　廊下、階段等は、緊急時に危険のない形状である。

[D] 4-2-11　バリアフリー対策が施されている。

まとめ　電子機器などの故障には、適宜対応している。また、パソコンの定期的なメンテナンスをしている。
学習成果物の掲示や、オンライン上での閲覧など、学習意欲の向上につながるような環境を作るよう心掛けている。

4.　教育環境について
教育環境について、大きな問題はないと見られるが、より高い教育効果が生み出せるような環境作りに努めていきたい。

5　安全・危機管理

5-1　健康・衛生

［ A ］ 5-1-1　健康、衛生面について指導する態勢を整えている。

［ A ］ 5-1-2　対象となる学生全員が国民健康保険に加入し、併せて、留学生保険にも加入している。

［ B ］ 5-1-3　重篤な疾病や傷害のあった場合の対応を定めている。

［ B ］ 5-1-4　感染症発生時の措置を定めている。

まとめ　留学生保険の加入、健康診断、予防接種など、学生たちの健康、衛生管理を行っている。また、緊急の疾病や長期的な治療が必要な学生に関しても、入院、通院や公的手続きの自立支援を行っている。

5-2　危機管理

［ C ］ 5-2-1　危機管理態勢が整備されている。

［ C ］ 5-2-2　火災、地震、台風等の災害発生時の避難方法、避難経路、避難場所等を定めている。

［ A ］ 5-2-3　気象警報が発令された場合の措置を定めている。

［ C ］ 5-2-4　災害等に対する避難訓練を定期的に実施している。

［ C ］ 5-2-5　防災用品が備蓄されている。

まとめ　防災用品の準備、防火管理者の取得など早急に対応したい。

5.　安全・危機管理について
ソフト面においては、有事の際に柔軟に対応できる体制は整えているが、防災用品の備蓄などハード面においては整備してく必要がある。

6　法令の遵守等

6-1　法令の遵守

［ A ］ 6-1-1　法令遵守に関する担当者を特定している。

［ B ］ 6-1-2　教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組を行っている。

［ A ］ 6-1-3　個人情報保護のための対策がとられている。

［ A ］ 6-1-4　入国管理局、日振協、関係官庁等への届出、報告を遅滞なく行っている。

6.　法令の遵守等について
届け出、報告関連は遅滞なく行っている。法人本部指導の下、コンプライアンス意識を高める活動は今後も随時研修などを通して行っていきたい。

第2　運営に関する事項

7　運営全般

7-1　組織的な運営

［ B ］ 7-1-1　短期及び中長期の運営方針と経営目標が明確化され、教職員に周知されている。

［ A ］ 7-1-2　管理運営の諸規定が整備され、規定に基づいた運営がなされている。

［ B ］ 7-1-3　意志決定が組織的になされ、かつ、効率的に機能している。

［ A ］ 7-1-4　予算編成が適切になされ、執行ルールが明確である。

［ B ］ 7-1-5　業務の見直し及び効率的な運用の検討が定期的、かつ、組織的に行われている。

まとめ　概ね組織的な運営がなされている。閉校にあたり、今後の方針を明確に打ち出してきたい。

7-2　納付金

［ A ］ 7-2-1　入学検定料、入学金、授業料及びその他納付金の金額及び納付時期が明示されている。

［ A ］ 7-2-2　学費以外に入学後必要になる費用が明示されている。

［ A ］ 7-2-3　関係諸法令に基づいた学費返還規定が定められ、公開されている。

まとめ　達成されている。

7-3　情報の共有化及び発信

［ A ］ 7-3-1　外部からの情報提供が効率的になされ、かつ、共有化する仕組みがある。

［ A ］ 7-3-2　内部からの情報発信が効率的に行われている。

［ C ］ 7-3-3　入学希望者・学習者及びその利害関係者（経費支弁者等）の理解できる言語で情報提供を行っている。

まとめ

7.　運営全般について
　それぞれの教職員が役割を理解し、適宜協力しながら業務を遂行している。今後は、各教職員が認定法が施行される令和6年度以降の状況に対応できるよう、情報提供や研修などに努めていきたい。

8　学生募集

8-1　募集方針

［ x ］ 8-1-1　理念・教育目標に沿った学生の受入方針を定め、年間募集計画を策定している。

［ x ］ 8-1-2　募集定員を定めている。

［ x ］ 8-1-3　機関に所属する職員が入学志願者に対して情報提供や入学相談を行っている。

まとめ　22年度より、学生募集は停止している。

8-2　募集活動

[x] 8-2-1　教育内容、教育成果を含む最新、かつ、正確な学校情報が入学希望者の理解できる言語で開示されている。

[x] 8-2-2　求める学生像を明示している。

[x] 8-2-3　応募資格及び条件を入学希望者の理解できる言語で明示している。

[x] 8-2-4　募集活動を行う国・地域の法令を遵守した募集活動を行っている。

[x] 8-2-5　海外の募集代理人（エージェント等）に最新、かつ、正確な情報提供を行っている。

[x] 8-2-6　海外の募集代理人（エージェント等）の行う募集活動が適切に行われていることを把握している。

まとめ　22年度より学生募集活動は停止している。

8-3　入学選考

[x] 8-3-1　入学選考基準及び方法が明確化されている。

[x] 8-3-2　学生情報を正確に把握し、及び提出書類により確認を行っている。

[x] 8-3-3　入学選考を行う態勢が整備されている。

[x] 8-3-4　受け入れるコースの教育内容が志願者の学習ニーズと合致することを確認している。

まとめ　22年度より学生募集活動は停止している。

8.　学生募集について

令和5年度の閉校にともない、学生募集は停止している。

9　教育活動

9-1　企画

[B] 9-1-1　理念・教育目標に合致したコース設定が行われている。

[B] 9-1-2　教育目標達成に向けた教育内容、教育方法及び進度設計がなされている。

[B] 9-1-3　レベル設定に当たっては、国内で又は国際的に認知されている熟達度の枠組みを参考にしている。

[A] 9-1-4　教育内容及び教育方法について教員間で共通理解が得られている。

[B] 9-1-5　カリキュラムは、体系的に編成されている。

[A] 9-1-6　教育目標に合致した教材が選定されている。

[C] 9-1-7　補助教材、生教材を使用する場合は出典を明らかにするとともに、著作権法に留意している。

[A] 9-1-8　授業に関する学習リソース及び情報を、授業開始までに教員に提供している。

[A] 9-1-9　教員配置が適切になされている。

まとめ　開校当初より、大まかな尺度はJFスタンダードをベースに設定されており、その実効性を持たせるために、日々の教室活動とのつながりを意識して、授業スケジュールを組んでいるが、今年度については、コロナ禍の影響でイレギュラーなカリキュラムになっている。

9-2　実施

[A] 9-2-1　授業開始までに学生の能力を試験等により判定し、適切なクラス編成を行っている。

[B] 9-2-2　教員に対して、担当するクラスの学生の学習目的、編成試験の結果、学習歴その他指導に必要な情報を伝達している。

[D] 9-2-3　開示されたシラバスによって授業が行われている。

[C] 9-2-4　修了の要件が定められ、学生の理解できる言語によって明示されている。

[A] 9-2-5　教育内容に応じて教育用機器を活用している。

[A] 9-2-6　授業記録簿及び出席簿を備え、正確に記録している。

[B] 9-2-7　理解度・到達度の確認が実施期間中に適切に行われている。

[C] 9-2-8　学生の自己評価を把握している。

[B] 9-2-9　個別学習指導等の学習支援担当者が特定され、適切な指導・支援が行われている。

[A] 9-2-10　特定の支援を必要とする学習者に対して、その分野の専門家の助言を受けている。

[B] 9-2-11　授業や運営に関する学生からの相談、苦情等の担当者が特定され、適切に対処している。

[C] 9-2-12　学習内容、時間割と学年暦、成績判定の基準と方法、学習上の留意点、留学生活上の留意点、入管法上の留意点とこれらについての相談担当者名が記載された文書を、入学時に学生に配布している。

まとめ　成績判定の基準と方法、学生の自己評価など、評価に関する情報提供には改善の余地がある。

9-3　成績判定

[B] 9-3-1　判定基準及び判定方法が明確に定められ、開示されている。

[C] 9-3-2　成績判定結果を的確に学生に伝えている。

[B] 9-3-3　判定基準及び判定方法の妥当性を定期的に検証している。

まとめ　「話す」「書く」といった、数値化しにくい活動において、ルーブリックの活用をするクラスもあり、できるだけ学生にとって理解しやすい指標によって評価することに努めた。

9-4　授業評価

[B] 9-4-1　授業評価を定期的に実施している。

[B] 9-4-2　評価態勢、評価方法及び評価基準が適切である。

[A] 9-4-3　学生による授業評価を定期的に実施している。

[B] 9-4-4　評価結果が教育内容や方法の改善、教員の教育能力向上等の取組に反映されている。

まとめ　教務主任による見学、フィードバックは例年通り行われている。
なお、今年度は、学生による授業評価は行わなかったので、次年度に予定している。

9.　教育活動について

今後、日本語教育の参照枠に準拠したカリキュラムが求められるようになる中で、そのカリキュラムを教室活動につながる実効性のあるものにするべく、育成したい人材像と目の前にいる学生をしっかりと見つめて、同時並行で見直しを進めていく必要がある。

10 学生支援

10-1 支援態勢

[B] 10-1-1 学生支援計画を策定し、支援態勢が整備されている。

[B] 10-1-2 休日及び長期休暇中の学生対応ができている。

まとめ 基本的な支援態勢は確立されているが、具体的にシステム化された整備がされていないため、必要に応じ形にしていく必要がある。

10-2 日本社会を理解し、適応するための支援

[A] 10-2-1 入学直後のオリエンテーションを実施している。

[A] 10-2-2 生活に関するオリエンテーションを実施している。

[C] 10-2-3 地域交流や地域活動を実施している。

まとめ 昨年同様、コロナの影響で地域交流は非常に少なかった。生活指導については、入学式、始業式、卒業前に加え、個別的な指導など、入念に行っている。

10-3 生活面における支援

[A] 10-3-1 住居支援を行っている。

[A] 10-3-2 アルバイトに関する指導及び支援を行っている。

[A] 10-3-3 交通事故等の相談態勢が整備されている。

[A] 10-3-4 定期的に健康診断を実施している。

[A] 10-3-5 学生全体の生活状況について定期的に調査している。

まとめ 達成されている。

10-4 進路に関する支援

[A] 10-4-1 進路指導担当者が特定されている。

[A] 10-4-2 学生の希望する進路を把握している。

[A] 10-4-3 進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学生が閲覧できる状態にある。

[B] 10-4-4 入学時からの一貫した進路指導を行っている。

まとめ 概ね達成されている。定期的および不定期な面談を重ね、学生の希望に合った進路を提案している。

10-5 入国・在留関係に関する指導及び支援

[B] 10-5-1 担当者は、研修受講等により適切な情報取得を継続的に行っている。

[A] 10-5-2 入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っている。

[A] 10-5-3 在留に関する学生の最新情報を正確に把握している。

[A] 10-5-4 在留上、問題のある学生への個別指導を行っている。

[A] 10-5-5 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組を継続的に行っている。

[A] 10-5-6 過去3年間、不法残留者、資格外活動違反者及び犯罪関与者を発生させていない。

まとめ　概ね達成されている。

10.　学生支援について
　基本的な支援体制はおおむね完備されているが、今年度は特にコロナウイルスによる入国待機者が入学し、先輩などの支援者も少なかったため、住居、公的手続きその他の生活支援については、例年以上に細やかに行った。

11 教育成果

11-1　成果の判定

[B]　11-1-1　進級及び卒業判定が適切に行われている。

[A]　11-1-2　日本留学試験、日本語能力試験等の外部試験の結果を把握している。

まとめ　概ね達成されている。

11-2　卒業生の状況の把握

[B]　11-2-1　卒業生の状況を把握するための取組を行っている。

[A]　11-2-2　卒業後の進路を把握している。

[C]　11-2-3　進学先、就職先等での状況や卒業生の社会的評価を把握している。

まとめ　卒業生の状況把握については、定期的に行えるような体制づくりをしていきたい。専門学校進学者については、進学後の成績や就職先の情報などを把握している。

11.　教育成果について
　基本的な情報の把握については、必要十分に行っているが、今後の指導に生かしてくために、より積極的な情報収集をする必要がある。また、希望の進路や目標の外部試験の結果に達することができなかった学生がいることも事実であるため、教育方法の持続的な改善を図り、教育成果につなげていきたい。

自己点検・評価

日本語教育機関名：大和まほろば日本語学校

点検・評価実施日：2023年7月4日

実施責任者：校長　佐藤広規

実施担当者名（役職）：校長　佐藤広規

22年度は入国待ちだった学生たちの受け入れが始まり、学校も賑わいを取り戻した。同国　出身の先輩がいないという学生も多かったため、生活基盤の構築には少し心配があったが、大きな問題もなく、日本での生活をスタートさせられた。これも開校より培ってきた学校の受け入れ態勢がしっかりと築かれてきたからこそであると言えるだろう。今後は単に生活のサポートにとどまらず、日本での生活の自立支援といった教育的側面にもこれまで以上に着目をして、指導に当たっていきたい。

教育面においては、学生自身の希望進路に進めるべく、日本語力の強化を図ることはもとより、今後よりいっそう日本社会における外国人の存在感が増していくことを鑑みて、いかに日本社会の中にいる自分というものを意識させ、つなげていくかという部分に焦点を置いて教育を施してきた。この点については、今後施行される日本語教育機関認定法において求められている日本語教育の参照枠に準拠したカリキュラムの作成、および、本法人の教育理念を実際の教育活動に結び付けていくことに活かしていきたい。そのためには、今年度、教授法を中心に行ってきた教員研修の取り扱う項目の幅を広げていくことも必要であると考える。また、教師の自己点検や授業評価については、予定通り行えなかったものもあるので、次年度は計画的に進めていきたい。

進路指導については、年々、多様化が進んでおり、卒業後に技人国や特定技能ビザの取得を希望する学生も増えてきているため、そのような多様なニーズに対応できる態勢を整えていきたい。その一つの対策としては、どのような進路選択がどのような結果になる可能性があるかという提示ができるように、卒業生の卒業後の動向についてしっかりと把握して、在校生の進路指導に活かしていけるようにしたい。

＊大項目1から11を総括し、自由に記述。

日本語教育機関のための自己点検・評価項目
点検のポイント

Ⅰ　設置者・マネージメントに関する事項

1-1-1　理念を簡潔に記述。
1-1-2　教育目標を簡潔に記述。
1-1-3　理念と教育目標の伝達方法と確認方法を説明し、現状を記述。
2-1-1　「基準」18参照
2-1-2　組織図により教員組織，事務局，危機管理態勢が明確になっているか。教員組織、事務局，危機管理態勢は適切か。

2-2-1　「基準」9，10及び11参照
2-2-2　規程、覚書、契約書等で明らかにされているか。
2-2-3　文書化されているか。
2-3-1　文書化されているか。
2-3-2　伝達方法と確認方法を説明し、現状を記述。
2-3-3　申請取次者名を明示。
2-4-1　採用基準の明確化，雇用条件の公表，募集時及び採用時の文書による雇用条件の提示の有無を確認。

2-4-2　研修計画，研修責任者の特定，研修費用の予算化の有無を確認。
2-4-3　実施内容等記録の有無を含む。
2-4-4　評価基準・評価方法の明確化と開示，評価者の適切性，評価結果のフィードバックを確認。
3-1-1　根拠を説明。
3-1-2　貸借対照表、損益計算書、財産目録を確認。
3-1-3　監査報告書
4-1-1　工業地域，準工業地域以外で,風営法関連施設に隣接していないこと。
4-1-2　自己所有もしくは安定的に継続可能な契約内容であるか。
4-1-3　「基準」16参照
4-2-1　「基準」16及び17参照
4-2-2　JIS照度基準，学校環境衛生基準（文部科学省告示第60号）等参照
4-2-3　学校環境衛生基準（文部科学省告示第60号）参照
4-2-4　2部制の場合は学生数に応じた面積の自習室が設置されているか。
4-2-5　図書目録等により確認。
4-2-6　教育機器備品等の目録により確認。
4-2-7　在籍する教員及び職員数に見合った机が配置されているか。
4-2-8　各都道府県の専修学校・各種学校の扱いに準拠。
4-2-9　消防法等
4-2-10　建築基準法施行令等参照
5-1-1　担当者の特定、校医の有無等
5-1-2　学生一覧表で確認。
5-1-3　文書化されているか。
5-1-4　連絡態勢，出席停止の規定，補講等を含む。文書化されているか。
5-2-1　防災計画策定，緊急事態に対処する情報連絡網の確立，緊急時における指示命令系統の明確化，対策会議招集責任者の特定等。
5-2-2　文書化され、周知されているか。
5-2-3　文書化されているか。教員、職員、学生に周知されているか。
5-2-4　実施報告書等で確認。

6-1-1　責任と権限の明確化。
6-1-2　研修の実施の有無、法令集、「基準」、「ガイドライン」等が常に閲覧できる状態にあるか。
6-1-3　個人情報保護規定，プライバシーマーク取得等

Ⅱ　運営に関する事項
7-1-1　文書化されているか。どのように伝達しているか。
7-1-2　諸規定は関係法規に基づき作成され、常に閲覧できる状態にあるか。
7-1-3　手続及び決裁者が明確化されているか。
7-1-4　予算編成方法を具体的に説明。執行ルールが文書化され教員、職員に周知されているか。
7-1-5　具体的に説明。
7-2-1　出願以前にこれらの情報に触れることのできる方法をとっているか。（7-2-2，7-2-3も同じ）
7-3-1　具体的に説明（7-3-2も同じ）。
7-3-3　学校案内、募集要項、ホームページ等で公開しているか。
8-1-3　情報提供、入学相談担当者の特定。方法について具体的に説明。
8-2-1　開示の方法。
8-2-2　文書により確認。
8-2-6　募集活動の確認方法を説明。
8-3-4　ニーズ分析の方法及び担当者の適格性を説明。
9-1-1　基準対象外のコースを含む。
9-1-2　カリキュラム、シラバスにより確認。
9-1-3　どの枠組みを参考にしているか。
9-1-4　共通理解のための手段、方法を確認。
9-1-7　使用中の補助教材等を確認。
9-1-9　教員の授業担当時間数（週24時間以内、主任教員は16時間以内）を含む。
9-2-1　クラス編成の方法、クラス編成試験の内容の確認。
9-2-3　シラバスにはレベル・科目ごとの授業計画、授業時間数、到達目標、評価基準と方法が記載されているか。

9-2-9　実態を確認。
9-2-10　身体に障害のある学習者、学習障害を持つ学習者、精神的に不安定な学習者等。
9-3-1　関連項目 9-2-3
9-3-2　現状を確認。
9-3-3　検証のための組織、方法
9-4-1　計画に基づく授業が行われたか。実績の確認がなされたか。
10-3-1　学生宿舎、業者との提携，入居時の連帯保証等
10-3-2　具体的内容
10-5-1　研修受講歴、研修受講報告書等の記録を確認。
10-5-2　実施時期と実施内容を確認。
10-5-3　在留資格，在留期限，在留カード，資格外活動許可，資格外活動の実態等
10-5-5　取組内容と取組の成果を確認。
11-1-1　判定基準、判定方法が定められているか。判定者は適格か。
11-2-1　取組内容とその結果について具体的に説明。
11-2-2　進学先，就職先，帰国後の進路等を把握しているか確認。

〔 参考 〕

情報公開に関するチェックリスト

項目	✓	公開方法
A 設置者及び日本語教育機関		
A1 設置者についての情報		
A1-1 設置者名，設置代表者名	□	
A1-2 教育理念，教育目的	□	
A1-3 設置者の事業内容及び日本語教育事業との関係	□	
A2 日本語教育機関の概要		
A2-1 日本語教育機関の沿革 ＊設置年月日，当初認定年月日，認定期間，変更に関する事項（設置者，位置，名称，定員等）	□	
A2-2 所在地	□	
A2-3 教職員組織 ＊校長･主任教員の氏名，専任教員数，教員総数，専任事務職員数，生活指導責任者名，入国･在留事務責任者名	□	
A2-4 施設，設備 ＊教室数，その他の施設･設備（自習室等）	□	
A2-5 定員及び在籍者数 ＊コース別定員，コース別在籍者数，在籍者の主な国籍 ＊専門学校の場合は,法務大臣告示を受けている学科のみを対象とする。	□	
A2-6 教育成果 ＊進路，各種試験の結果（前年度の結果のみ）	□	
A3 財務状況について	□	
B 募集時に必要な情報		
B1 コースについての情報		
B1-1 コースの名称と教育目的	□	
B1-2 期間，入学時期	□	
B1-3 募集定員	□	
B1-4 週授業時間数，年間授業時間数，単位時間	□	
B1-5 授業実施時間，全日制･2部制の別	□	
B1-6 レベル編成，各レベルの到達目標，カリキュラム等	□	
B1-7 進級及び卒業要件	□	
B1-8 主な使用教材	□	
B2 応募及び入学選考		
B2-1 入学資格（最終学歴，年齢等）	□	

B2-2　求める学生像	□	
B2-3　応募に必要な書類	□	
B2-4　応募受付期間	□	
B2-5　選考方法，選考基準	□	
B3　費用		
B3-1　入学検定料，入学金，授業料総額，入学後1年間の授業料 ＊授業料には，施設費等の納付金を含む。	□	
B3-2　納入時期，納入金額	□	
B3-3　入学後発生する学費以外の学習費（教材費等）	□	
B3-4　上記以外の納付金（寮費，保険料等）	□	
B3-5　納付金返還ポリシー又は納付金返還規定	□	
B4　生活に関する情報		
B4-1　日本語教育機関の所在地における留学生の一般的な生活費月額	□	
B4-2　宿舎に関する情報 ＊宿舎の有無，宿舎の位置，室数及び面積，1室の居住者数，費用，入居費用等	□	
B4-3　民間の宿舎に入居する場合の支援について ＊入居手続の支援，連帯保証人の引受け等	□	
B4-4　国民健康保険，留学生保険について	□	
B4-5　アルバイト・ポリシー，留学生に認められる資格外活動の範囲	□	
B4-6　独自奨学金の有無，給付額，給付者数，前年度実績	□	
C　在留資格認定証明書交付後に必要な情報		
C1　入国に関する情報の提供		
C1-1　査証申請について	□	
C1-2　在留カード，資格外活動許可申請	□	
C1-3　空港から日本語教育機関又は宿舎へのアクセス ＊出迎えの有無，方法，費用等	□	
C2　生活に関する情報の提供		
C2-1　宿舎に関する情報	□	
C2-2　住民登録，国民健康保険加入等の手続に関する情報	□	
C3　学習に関する情報の提供		
C3-1　クラス編成試験に関する情報（日時，場所，方法等）	□	
C3-2　来日時に持参すべき又は持参することが望ましい図書や学習機器等	□	
D　在籍中必要な情報		
D1　学習に関する情報		
D1-1　カリキュラム及びシラバス	□	
D1-2　出席に関する規定	□	
D1-3　成績判定及び進級・卒業判定の基準及び方法	□	
D1-4　学習上の問題や苦情への対応者の明示	□	
D2　危機管理に関する情報		
D2-1　個人情報に関する管理方針	□	
D2-2　気象警報発令時の措置	□	
D2-3　感染症発生時の措置	□	
D2-4　自然災害発生時の行動等	□	
D2-5　交通事故発生時の対応	□	
D3　学生支援に関する情報		
D3-1　施設利用規定（宿舎を含む。）	□	
D3-2　進路（進学，就職，退学，その他）に関する情報	□	
D3-3　書類発行に関する事項（成績証明書・在籍証明書・卒業証明書等）	□	
D3-4　奨学金（学習奨励費を含む。）に関する情報	□	
E　卒業前及び卒業後に必要な情報		
E1-1　卒業生へのサポート態勢（卒業前の情報提供も可）	□	